

4 参画・協働によるまちづくり

(1) 地域における参画の仕組みづくり

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、多様化・複雑化する区民ニーズに行政だけで対応することは難しくなっています。また、地方分権改革によって、自治体はこれまで以上に、自らの責任と判断において、地域の特色や個性を生かした行政運営を行うことが求められています。そうした流れを受けて、区では、平成15年3月に策定した豊島区基本構想において、その基本方針に「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していく」ことを筆頭に掲げました。さらに平成18年3月には、自治の基本理念・基本原則を明らかにした「豊島区自治の推進に関する基本条例」を制定しました。

地域協議会

参画と協働の理念を実践していくために、上記の条例に基づき、平成21年度からの5年間、一定の地域において、多様な組織と人々が地域の課題解決に向けて協働するための横断的な組織となる地域協議会について、検証を行ってきました。検証の結果、住民相互の交流が深まり、情報交換や協力体制が図られるという効果があった一方、協議には参加できるが実際の活動には参加できないという課題も残されました。今後は、地域協議会の検証をステップに、地域団体からの委員に限られることなく、幅広い世代が、安全・安心なまちづくり、コミュニティの活性化、子どもの健全育成、空き家対策など、地域課題への取組を協議していく新たな仕組みづくりへと発展させていくことが必要となっています。

地域区民ひろば

また、地域における世代を超えた交流の場として、平成18年から事業を展開している地域区民ひろばは、22小学校区すべてに設置され、20の地区で地域住民による運営協議会が組織されています。このような中で、自主運営を目的に法人化を果たした運営協議会が現れており、コミュニティの中核的な施設として、より一層地域に定着した運営を進めています。

参画の仕組みづくりの推進

一方、平成18年から、新しい公共の担い手育成を目指しNPO等の活動拠点となる区民活動センターを開設し、NPOの設立や活動に関する相談事業など、その支援に取り組んでいます。今後、参画と協働によるまちづくりを、さらに推進していくためには、潜在する地域活動の担い手を発掘し、育成・支援していく必要があります。また、多様な活動目的を有する団体同士をネットワーク化し、相互に補完し合って活動を活発化させるとともに、そうした力を地域の発展や活性化に結びつけていくことが重要となっています。区内には、区と協働して課題解決を図ることのできる技術やノウハウを有している区民や、町会、自治会、NPO、ボランティア団体、事業者、大学など数多くのパートナーが存在しています。これらのパートナーが地域活動に取り組みやすいよう、わかりやすい情報発信を行い、区政への関心や信頼を高めるとともに、参画の仕組みづくりを一層進めていきます。

（２）多様な主体による協働の推進

少子高齢社会の進展や安全・安心なまちづくりへの意識の高まりなど、多様化・複雑化する課題に対応しつつ、区の将来像を実現するためには、行政の取組だけでは限界があります。そのため、地域住民である区民や、NPO、ボランティア団体、事業者、大学などが主体となって、互いに連携しながら地域課題の解決に取り組んでいくことが必要です。

地域コミュニティの希薄化が豊島区においても指摘されているところですが、近年、主に行政が担っていた活動に民間企業が取り組んだり、社会貢献活動を行うNPOなど、地域の課題に主体的に取り組む区民や団体が増えるとともに、その活動範囲についても広がりを見せています。

区では、このような多様な主体による協働の取組を推進しているところですが、この取組をさらに推進するための環境やPPP（公民連携）など協働の新たな仕組みづくりを整備していきます。

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）とは。

行政と民間が協働で公共サービスの提供等を行うスキームのことであり、これまで行政が単独で取り組んできた分野に、民間の知識やアイデア、資金や技術、ノウハウを取り入れ、区民サービスの向上や業務効率の向上、地域活性化を図るものです。

